



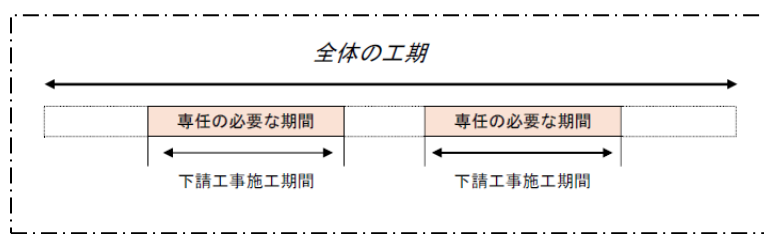
仲秋の候、皆様益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

配置技術者の「専任」とは？（後編）

今回は、配置技術者の「専任」と「常駐」の違いや、専任配置が必要となる工事、元請工事における専任期間についてご紹介しました。今回は、下請工事における専任期間や、専任を要しない期間に配置技術者を兼務する場合の注意点について取り上げます。

●「下請工事」における専任期間

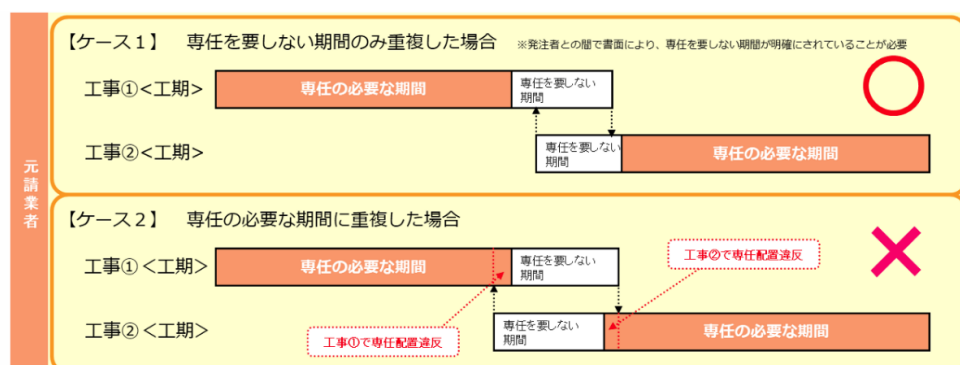
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いため、専任が必要となる期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。ただし、建設工事が三次まで下請負されている場合で、三次下請業者が施工を行っている場合は、一次と二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者を現場に専任で設置しなければなりません。



◎専任性を要しない期間に配置する注意点

①契約工期が重複する場合

前回ご紹介したとおり、専任を要しない期間が認められていることから契約工期が重複する場合でも、条件をみれば、以下のように他の専任が必要な現場の配置技術者を兼務できる場合があります。



出典：関東地方整備局 建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和8.2版）

【上記ケース1について】

工事①は最終段階の事務手続きが残っており、工事②は調査や打合せ段階の場合です。工事①、工事②ともに専任を要しない期間のみが重複しているため、同じ配置技術者が兼務することが可能です。

【ケース2について】

配置義務違反になります。

工事①の専任義務が継続している状態で、工事②の配置技術者となることはできません。

また工事①が専任を要しない期間に入っていたとしても、工事が完了していない以上、専任義務がなくなるわけではありません。それぞれ現場の専任が必要であるため、他の現場については仮に専任を要しない期間の現場であっても兼任することはできません。

②専任不要期間において、他の**専任工事**へ従事できる場合

【元請の場合】

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間に限っては、発注者の承諾があれば、発注者が同一である他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る）の専任の配置技術者として従事することができます。ただし、これは一定の条件を満たす場合に限られる例外的な取扱いです。発注者が技術者の配置状況を把握できるよう、発注者の承諾を得ることが必要とされています。

一方、「専任特例 1 号」を適用する場合は、この取扱いとは別に、「専任特例 1 号」の要件に基づいて兼務の可否を判断します。

★専任配置不要期間と「専任特例 1 号」の関係について

全面的な工事中止期間であっても、「専任特例 1 号」の要件を満たす場合には、発注者が異なる工事についても、同制度に基づき専任配置技術者を兼務できる場合があります。

近畿地方整備局に確認したところ、「専任特例 1 号」を適用する場合は、同制度の要件に基づいて判断するため、発注者が同一かどうかは問わないとのことでした。

一方、全面的な工事中止期間の例外的な取扱いのみを利用して、他の工事の専任配置技術者となる場合は、上記のとおり、同一発注者であることや、発注者の承諾などの条件を満たす必要があります。

つまり、「専任配置不要期間における例外的取扱い」と「専任特例 1 号」は別の制度として考える必要があります。

また、前回ご紹介した「着工前」「工場製作のみの期間」「工事完了後」などの専任不要期間についても、「専任特例 1 号」の要件を満たす場合には、同制度に基づいて他の工事の専任配置技術者となることができます。

したがって、専任配置不要期間については、「他の工事が専任を要しない工事なのか」「専任を要する工事なのか」によって取扱いが異なります。専任を要する工事を兼務する場合には、専任特例 1 号など、適用する制度の要件を確認することが重要です。

「専任特例 1 号」の詳しい要件については、令和 7 年 1 月 21 日配信の「知っトク建設業ニュース」をご覧ください。（※詳細については、上記リンクをご参照ください）

【下請の場合】

担当する下請工事が実際に施工されていない期間においては、発注者、元請及び上位下請人のすべての承諾があれば、それらの者が同一である他の工事（当該期間内に工事が完了するものに限る）の専任の配置技術者として従事することができます。

ーまとめー

配置技術者の専任配置は、工事の立場（元請・下請）や工事の進捗状況によって、専任が必要となる期間や兼務できる条件が異なります。専任配置を要しない期間であっても、「専任不要期間だから自由に他の工事を兼務できる」というわけではありません。兼務が認められるケースには一定の条件がありますので、事前に要件を確認し、適切な配置計画を行うことが重要です。

また、専任配置不要期間における例外的な取扱いと「専任特例 1 号」は別の制度です。それぞれの制度の要件を確認したうえで、適切に判断する必要があります。配置技術者を適正に配置することは、建設業法を遵守するだけでなく、技術者を有効に活用し、円滑な現場運営を行うことにもつながります。

最後までお読みいただき、ありがとうございます。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

行政書士 こうべ元町事務所 行政書士 光森 司
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 3 番 8 号
TEL : (078) 332-3911 FAX : (078) 332-3914
E-mail : kobe-m.office@x3.gmob.jp